

○由利本荘市建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年3月22日 告示第22号

改正 平成22年3月29日 告示第13号

改正 平成29年9月22日 告示第70号

改正 令和7年4月1日 告示第51号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 経常建設工事共同企業体（第4条—第11条）

第3章 特定建設工事共同企業体（第12条—第21条）

第4章 その他（第22条、第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、由利本荘市が発注する建設工事にかかわる共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の運営形態）

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 各構成員の出資比率は、出資総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上であるものとする。

（共同企業体の種類）

第3条 共同企業体の種類は、次のとおりとする。

（1） 経常建設工事共同企業体 構成員の経営力及び施工力の強化を図ることにより受注機会を確保し、もって市内の建設業者の振興を目的として年間を通して結成される共同企業体

（2） 特定建設工事共同企業体 経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として特定の工事ごとに結成される共同企業体

第2章 経常建設工事共同企業体

（対象工事）

第4条 経常建設工事共同企業体の対象工事は、当該経常建設工事共同企業体が格付された等級に対応する標準発注金額の規模の工事とする。

(構成員数)

第5条 経常建設工事共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。

(構成員の資格)

第6条 経常建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 格付工種に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 当該格付工種について、元請として一定以上の実績を有すること。
- (3) すべての構成員が、当該許可業種にかかわる監理技術者となることができる者又は当該許可業種にかかわる主任技術者となることができる者で国家資格を有する者を有し、工事の施工に当たって、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

(結成方法)

第7条 経常建設工事共同企業体の結成は、自主結成とする。

(代表者の要件)

第8条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(資格申請)

第9条 経常建設工事共同企業体が由利本荘市が発注する建設工事にかかわる入札に参加しようとするときは、次の書類を提出し、経常建設工事共同企業体の入札参加資格審査を申請し、資格審査を受けるものとする。

- (1) 経常建設工事共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号)
- (2) 経常建設工事共同企業体協定書(様式第2号)
- (3) 申請時直近の各構成員の経営事項審査結果通知書(写し)

(資格審査)

第10条 経常建設工事共同企業体の資格審査は、由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱(平成17年由利本荘市告示第21号。以下「入札、契約制度要綱」という。)第3条の定める事項について行うものとする。

(等級格付)

第11条 市長は、資格審査を行った結果、適格と認められる経常建設工事共同企業体について、入札、契約制度要綱第5条に規定する名簿に登載するものとする。

第3章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第12条 特定建設工事共同企業体の対象工事は、大規模工事であって、技術的難度の高い特定工事（橋梁、下水道等の土木構造物であって、大規模なもの及び大規模建築、大規模設備等）で、次に掲げるものとする。この場合において、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合発注は行わないものとする。

- (1) 技術的難度の高い大規模土木構造物 おおむね 4億円以上
- (2) 技術的難度の高い大規模建築物 おおむね 6億円以上
- (3) 技術的難度の高い大規模設備等の設備工事 おおむね 2億円以上

2 前項の規定にかかわらず、工事の規模、性格等に照らし、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事（条件付き一般競争入札等に付す工事であって、指名審査調整会議の承認を経て、毎年度別に定める運用基準（以下「運用基準」という。）を満たす工事に限る。）については、対象工事とすることができる。

(構成員数)

第13条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。ただし、特に大規模であって技術的難度の高い工事については、4社又は5社とすることができる。

(構成員の組合せ)

第14条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、入札、契約制度要綱第5条第2項の規定により等級区分を行う工種にあつては、原則として対応する工種の等級区分が最上位等級のものの組合せでなければならない。

(構成員の資格)

第15条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業者で、許可取得後3年以上の営業年数があること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとして一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係わる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

2 前項に規定する要件のほか、特定建設工事共同企業体の構成員として特に必要と認める要件がある場合は、運用基準においてこれを定める。

(代表者要件)

第16条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最も高い施工能力を有する者で、出資比率が構成員中最大であるものとする。

（予備指名）

第17条 指名競争入札に付す場合、特定建設工事共同企業体構成員の指名は、予備指名方式とする。

2 前項に掲げる特定建設工事共同企業体の構成員（以下「予備指名業者」という。）の選定及び対象工事の指定は、指名審査調整会議の審査の決定によるものとする。

3 前項により選定された予備指名業者に対し、特定建設工事共同企業体構成員予備指名通知（様式第3号）をするものとする。

（結成方法）

第18条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（資格申請）

第19条 特定建設工事共同企業体として、由利本荘市が発注する建設工事にかかわる入札に参加しようとするときは、他の業者と特定建設工事共同企業体を結成し、指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

（1） 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（様式第4号）

（2） 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、必要とされる書類

（資格認定）

第20条 削除

（存続期間）

第21条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、入札の結果、由利本荘市が契約した特定建設工事共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約にかかわる対象工事の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責任を負うものとする。

第4章 その他

（共同企業体編成表）

第22条 契約企業体は、請負契約締結後速やかに共同企業体編成表（様式第6号）を提出

しなければならない。

(結成等に関する報告)

第23条 工事を所管する部局の長は、特定建設工事共同企業体が結成された場合は、特定建設工事共同企業体結成名簿(様式第7号)により、指名審査調整会議議長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本荘市建設工事共同企業体取扱要綱(平成15年本荘市制定)又は建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成13年西目町制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月29日告示第13号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月22日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第51号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

経常建設工事共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

由利本荘市長

様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

㊞

構成員の所在地

商号及び代表者

㊞

この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、今後、由利本荘市発注の建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注にかかわる当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は、次のとおりです。

委任事項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して由利本荘市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払い金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式第2号(第9条関係)

経常建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
経常建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、
年 月 日まで存続するものとする。ただし、当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、由利本荘市と折衝する権限並びに入札及び見積内訳明細書の提出、請負代金(前払い金及び部分払い金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外の出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員 社をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合において、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯して、その責めに任ずるものとする。

(協定に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他の 社は、上記のとおり 経常建設工事共同企業体協
定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、
その内1通は発注者に提出し、他各自1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

所在地

商 号

代表者

印

所在地

商 号

代表者

印

様式第2号の2(協定書第8条関係)

経常建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

由利本荘市発注の 建設工事については、 経常建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について由利本荘市と契約内容の変更増減があっても出資の割合は変わらないものとする。

出資の割合	%
	%

上記のとおり 経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地	
商 号	
代表者	印

所在地	
商 号	
代表者	印

様式第3号(第17条関係)

特定建設工事共同企業体構成員予備指名通知

年 月 日

様

由利本荘市長



- 1 事業名
対象工事名
- 2 資格審査申請書提出期限
- 3 資格審査申請書提出場所
- 4 資格審査申請書提出書類
 - (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書
 - (3) 委任状
 - (4) 各構成員の経営事項審査結果通知書(写し)
 - (5) その他必要と認める書類
- 5 共同企業体の結成方法
 - ① 様式第3号別紙予備指名業者一覧表の中の業者で2又は3社で任意に結成してください。なお、2以上の企業体の構成員となることはできません。
 - ② 各構成員の出資比率は、均等割りの10分の6以上としてください。
 - ③ 共同企業体の代表構成員の出資比率は、構成員中最大としてください。
- 6 申請に関する問い合わせ
由利本荘市役所 総務部 契約検査課 TEL0184(24)6222 まで

様式第3号別紙(第17条関係)

〇〇〇建設工事特定建設工事共同企業体予備指名業者一覧表

1 事業名
対象工事名

2 予備指名業者

	商号又は名称	職名	代表者名	住 所	市格付
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第4号(第19条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

由利本荘市長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

㊞

①構成員の所在地

商号及び代表者

㊞

②構成員の所在地

商号及び代表者

㊞

③構成員の所在地

商号及び代表者

㊞

この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、由利本荘市が発注する 建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注にかかわる当該工事については、 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当該共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は、次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して由利本荘市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払い金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式第5号(第19条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 由利本荘市発注にかかわる 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、 建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- ①所在地
商 号
代表者
- ②所在地
商 号
代表者
- ③所在地
商 号
代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、由利本荘市と折衝する権限並びに入札書及び見積内訳明細書の提出、請負代金(前払い金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事については、由利本荘市との契約内容に変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外の出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員

が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、由利本荘市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、

各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は、上記のとおり 建設工事共同企業体協定
を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に各構成員が記名押印し、
由利本荘市入札参加資格申請書類として1通を由利本荘市に提出するほか、それぞれ1通を
各自所持するものとする。

年 月 日

①所在地

商 号

代表者

㊟

②所在地

商 号

代表者

㊟

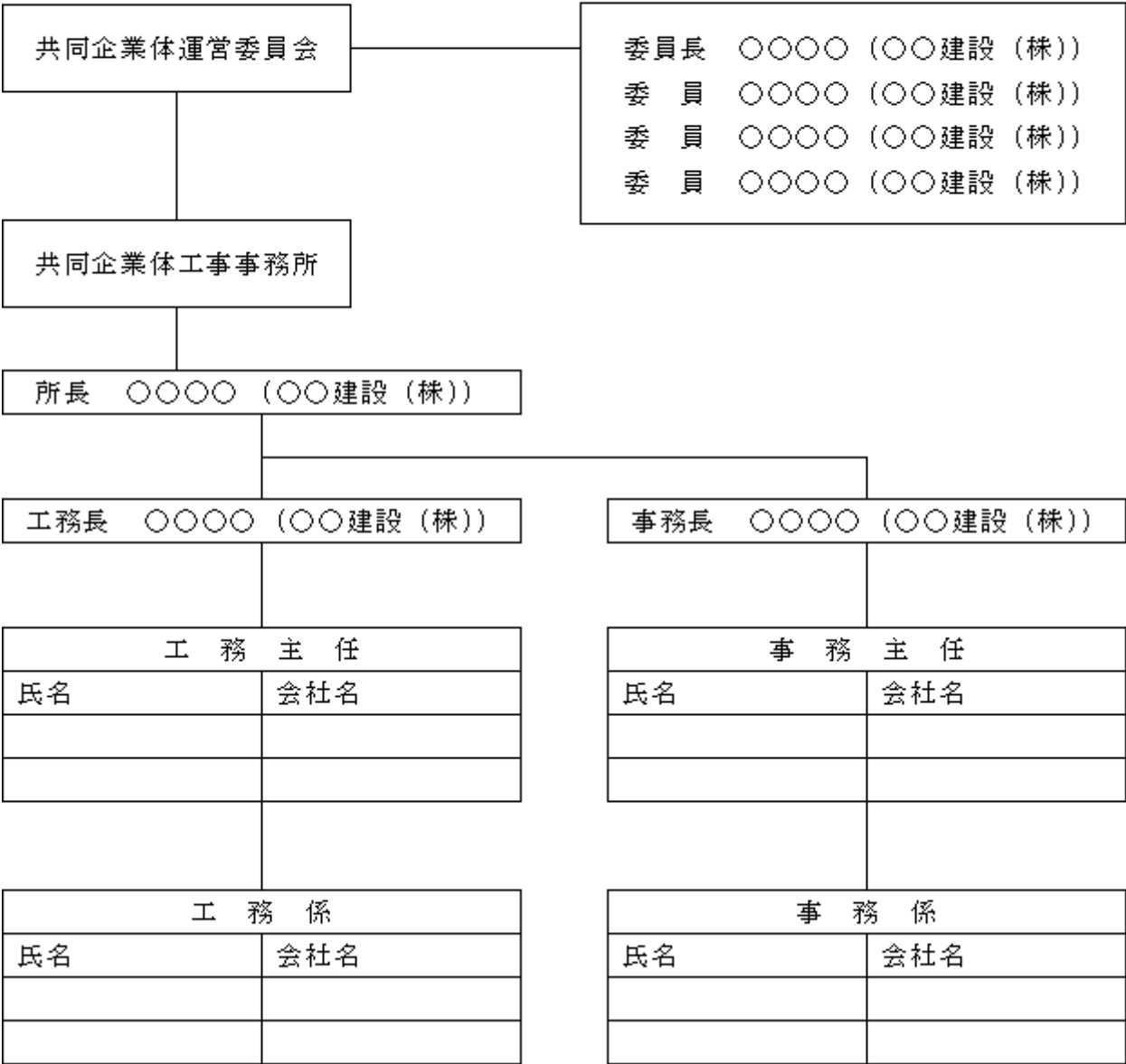
③所在地

商 号

代表者

㊟

〇〇共同企業体編成表



特定建設工事共同企業体結成名簿

工事名 _____

共同企業体名	代 表 者	構 成 員	出資比率
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%